

第1号様式

(資 格 の 公 示)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部公告第530号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構会計規程（平成22年4月1日規程第45号）第27条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和7年10月14日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小高 咲

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和7年10月14日に一般競争入札の公告を行う令和7年度中央水産試験場施設暖房用燃料の購入契約

（2）資格

入札参加資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部 中央水産試験場（管理棟及び飼育棟並びに実験棟）へのA重油（JIS規格1種2号）の給油

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第3条に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）取扱規則第4条の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）北海道又は道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （5）暴力団関係事業者等でないこと。
- （6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(8) 令和4年度から令和6年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、物品の購入（分類17. 暖房燃料）の資格を有すること

(9) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(10) 余市町または余市町に隣接する市町村（小樽市、赤井川村、仁木町、古平町）に本店、支店または営業所等を有すること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和7年10月14日から令和7年11月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

(郵送による場合)

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量20グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

(電子メール送信による場合)

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、資格に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：yamamoto-shouhei@hro.or.jp）で申し込むこと。

(ダウンロードによる場合)

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、中央水産試験場のホームページ（<https://www.hro.or.jp/list/fisheries/research/central/index.html>）においてダウンロードすることができる。

(直接交付による場合)

資格に関する事務を担当する組織で直接交付する。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により

作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部 総務部総務課

(2) 所在地 郵便番号 046-8555 北海道余市郡余市町浜中町238番地

(3) 電話番号 0135-24-7451